

電子帳簿保存法とインボイス制度は別々の制度です

今回は電子帳簿保存法改正についてのご案内です

電子帳簿保存法とは

各税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで電子データによる保存を可能とすることと、所得税法・法人税法上の保存義務者が電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を求めることを定めた法律です。



① 電子帳簿等保存 【税務署に届出書の提出が必要】

- ご自身で、パソコン(会計ソフト)等で作成した帳簿や国税関係書類を電子データのまま保存「優良な電子帳簿」(注1)の要件を満たして電子データで保存している場合、後からの修正申告等で、税金の加算税額が発生した場合、過少申告加算税が5%軽減される。
- 青色申告控除(65万円)の適用を受けることができる。

② スキャナ保存 【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類(取引先から受領した紙の領収書・請求書等)スマホ・スキャナーで読み取り電子データ保存

③ 電子取引データ保存

【全ての事業者が対象】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課せられている者は、注文書・見積書・契約書・送り状・請求書・領収書などに相当する電子データをやりとりした場合には、改ざん防止措置や、検索機能の確保といった保存要件に従った電子取引データの保存

注1: 対象となる「優良な電子帳簿」(会計ソフト)とは一定の範囲の帳簿について「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存できる要件に加えて下記事項を備え保存できること

- 仕訳帳・総勘定元帳・その他必要な帳簿の作成ができる
- 訂正削除履歴の保存ができる
- 帳簿間の相互関連性を備えている
- 日付・金額・相手方による検索機能を備えている



お問い合わせ

伊豆市商工会

〒410-2416 伊豆市修善寺838-1
TEL : 0558-72-8511 fax : 0558-72-5482
E-mail : izu@izuccijp

電子帳簿保存法に関する主な改正事項

令和 6年1月1日以降より適用

① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項 【税務署に届出書の提出が必要】

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲の見直し

【見直し前】

仕訳帳・総勘定元帳・その他必要な帳簿(すべての青色関係帳簿)

【見直し後】

仕訳帳・総勘定元帳・その他必要な帳簿(業務を行う上での必要な帳簿)

例: 売上帳・売掛帳・仕入帳・買掛帳・経費帳・賃金台帳・手形記入帳・債権債務に関する帳簿 他

② スキャナ保存に関する主な改正事項 【希望者のみ】

(1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要

但し、スキャナで読み取る際の解像度(200dpi以上)や階調(原則カラー画像)の要件に変更はありません

(2) 入力者等情報の確認要件が不要

(3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定

重要書類(契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類)に限定される。

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項 【全ての事業者が対象】

(1) 検索機能の全てを不要とする対象者の見直し・新たな猶予措置の整備

対象	I.改ざん防止措置	II.検索機能の確保	その他の要件
全ての事業者	原則	必要	必要
	例外	必要	不要
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者等	猶予措置	不要	不要

➡ システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等については、上記 I、II の要件が不要となり、「出力書面を保存」し、「税務職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、多くの中小企業が従前の保存方法のままで良いこととされます。

(2) 令和 4年度税制改正で設置された「宥恕措置」は 令和 5年12月31日をもって廃止